

# 新入社員に対して教育と健診を実施していますか

新宿労働基準監督署

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条により、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うことが定められています。また、労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条により、労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対して健康診断を行うことが定められています。しかしながら、当署において事業場の調査を行うと、これらの安全衛生教育及び健康診断を実施していないところや、本件に関する相談も多く寄せられています。

このため、法令で定める以下の事項を対象労働者に対して確実に実施してください。

## 雇入れ時の教育（労働安全衛生規則第35条）

労働者を雇い入れたときは、遅滞なく、次の事項について、教育を行わなければならないことになっています。ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種（その他の業種）の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができます。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項



**※ パートタイマー及びアルバイトなど短時間労働者に対して実施していない事業場が多く見受けられます。**

## 雇入時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）

常時使用する労働者を雇い入れるときは、次の項目について健康診断を行わなければならないことになっています。なお、雇入時は、年齢にかかわらず、すべての項目について行う必要があります。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。)の検査
- 4 胸部エックス線検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- 7 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTPの検査）
- 8 血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライドの検査）
- 9 血糖検査（HbA1cでも可）
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査



なお、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでないとなっています。

**※ 実施費用については、事業者が義務を課している以上、事業者が負担すべきものであります。**

**※ パート労働者等の短時間労働者が「常時使用する労働者」に該当するか否かは裏面参照のこと。**

## 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（抜粋）

平成 19 年 10 月 1 日付け基発第 1001016 号

労働安全衛生法の一般健康診断を行うべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者であること。

① 期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の契約期間が1年（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第45条において引用する同規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する短時間労働者にあつては6月。以下この項において同じ。）以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。）であること。

② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

なお、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3未満である短時間労働者であっても上記の①の要件に該当し、1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しても一般健康診断を実施することが望ましいこと。